

令和5年度

事業概要

都市局

目 次

I	都市局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和5年度 主要事業の概要	5

都市局の概要

1. 局長 山本 雄司
2. 局の職員数 326 人（令和 5 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 5 年度予算の概要

（1）一般会計 予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	284,083	2 総務費	482,313
17 使用料及手数料	21,498	10 都市計画費	17,981,953
18 国庫支出金	2,803,438	11 住宅費	722,045
19 県支出金	532,279		
20 財産収入	2,105,174		
21 寄附金	1,000		
22 繰入金	1,400,492		
24 諸収入	1,380,245		
25 市債	8,239,000		
歳入合計	16,767,209	歳出合計	19,186,311

（2）市街地再開発事業費 予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国庫支出金	148,431	1 市街地再開発事業費	406,606
2 財産収入	1,051,870	2 市街地再開発管理事業費	3,415,667
3 繰入金	2,498,970	3 予備費	10,000
4 繰越金	1		
5 諸収入	1		
6 市債	133,000		
歳入合計	3,832,273	歳出合計	3,832,273

(3) 新都市整備事業会計 予算

①収益の収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 新都市整備事業収益	14,190,000	1 新都市整備事業費	13,929,000
収入合計	14,190,000	支出合計	13,929,000

②資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	5,306,000	1 資本的支出	19,601,000
収入合計	5,306,000	支出合計	19,601,000

都市局

総務課	(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)神戸市まちづくり等基金に関すること。 (3)新都市整備事業の経営に関すること。
都市計画課	(1)都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。 (2)都市計画審議会に関すること。 (3)都市計画法（昭和43年法律第100号）に係る土地の利用に関すること。 (4)市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン等）に関すること。 (5)都市再生整備計画事業の調整に関すること。 (6)都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。 (7)都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関すること。 (8)都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関すること。 (9)地区計画に係る行為の届出に関すること（他の所管に属するものを除く。） (10)大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。 (11)風力発電の届出に関すること。 (12)神戸市開発審査会に関すること。
未来都市推進課	(1)都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関すること。 (2)地域活性化施策の立案及び調整に関すること。
交通政策課	(1)都市交通体系の調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。 (3)新たな交通手段の導入に係る調整に関すること。
景観政策課	(1)都市景観の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)歴史的建築物その他の景観資源の保全活用に関すること。
まち再生推進課	(1)協働と参画のまちづくりに関すること。 (2)密集市街地の再生に関すること。 (3)住宅市街地総合整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。） (4)神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。
駅まち推進課	(1)駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)計画的開発団地その他まちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。） (3)ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。
都心再整備本部	
都心再整備部	
都心三宮再整備課	(1)本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。
地域整備推進課	(1)土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅街区整備事業及び優良建築物等整備事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)土地区画整合法（昭和22年法律第119号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による認可及び監督の手續に関すること（個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。） (3)都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関すること（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。） (4)土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。 (5)土地区画整合法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (6)再開発地区を中心とした地域のにぎわいづくりに関すること。
用地活用推進課	(1)都市計画事業に係る用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徴収・交付、並びに換地図等に関すること（他の所管に属するものを除く。） (3)多井畑西地区における里山の保全及び活用に関すること。
工務課	(1)都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の設計、工事及び公共施設移管に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)鈴蘭台北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。） (3)阪神電鉄本線連続立体交差事業の設計、工事及び公共施設移管に関すること。
新都市管理課	(1)新都市整備事業に係る造成地及びその他の不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関すること。 (2)新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関すること。 (3)新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにこれらの施設の設置者との調整に関すること。 (4)新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。
企業誘致課	(1)新都市整備事業に係る産業用地への企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)新都市整備事業に係る産業用地の処分に関すること（他の

都市局

所管に属するものを除く。)
(3)産業団地就業者神戸移住支援制度に関すること。

内陸・臨海計画課

(1)新都市整備事業の基本計画・基本設計及び重要事項の企画・調査に関すること。
(2)新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。

新都市工務課

(1)新都市整備事業に係る工事に関すること。
(2)新都市整備事業に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること。
(3)新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。

西神整備事務所

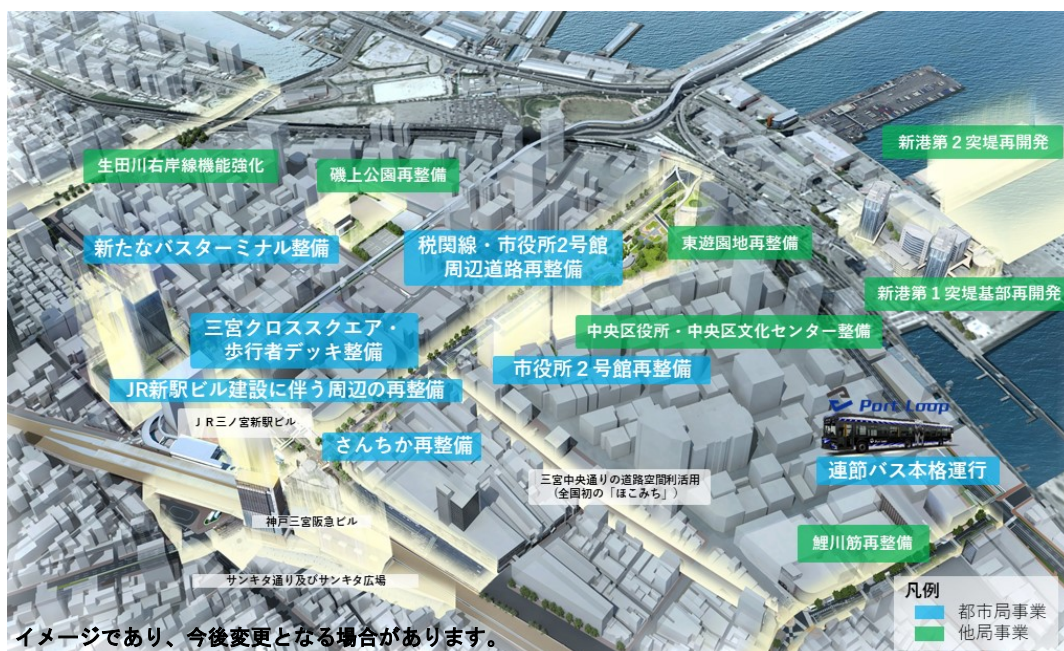
(1)新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること
(2)新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。

令和5年度 主要事業の概要

令和5年度は、神戸空港の国際化やポストコロナを見据え、神戸を国際都市としてさらなる高みへ押し上げるため、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けた施策に取り組む。くらしの質や都市の価値の向上をめざし、力強い神戸経済と未来に輝く神戸の街を創るための取組みを推進する。

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

神戸の都心の活性化と魅力的で風格ある都市空間の実現に向け、神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、着実に具体的な取組みを進める。



都心・三宮の再整備

(1) 新たなバスターミナルの整備（都心三宮再整備課）

雲井通5・6丁目地区では、三宮駅周辺に分散している中・長距離バス乗降場を集約する新たなバスターミナルの整備に加え、ホールや図書館、ホテルやオフィスなど都心にふさわしい機能の集積により新たな賑わいの創出などを目指している。

令和5年度は、雲井通5丁目（Ⅰ期）で再開発会社が予定している解体工事及び新築工事等における市街地再開発事業の補助や雲井通6丁目（Ⅱ期）の事業化に向けた支援業務等を行う。

〔具体的な取組み〕

- ・雲井通5丁目地区（Ⅰ期）再開発事業への支援
- ・葺合南146号線の道路拡幅等周辺整備
- ・神戸三宮駅交通ターミナル整備事業（直轄道路事業）
- ・雲井通6丁目地区（Ⅱ期）の事業化に向けた検討

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

[スケジュール]

○雲井通5丁目地区（Ⅰ期）の再整備

令和5年度 新築工事着手

令和9年度頃 工事完了

○雲井通6丁目地区（Ⅱ期）の再開発検討

Ⅰ期工事完了頃の事業着手



新たなバスターミナル（Ⅰ期）を含む再開発ビル
（イメージ）

(2) 「えきまち空間」等の事業の推進（都心三宮再整備課、都市計画課）

三宮にある6つの駅と周辺のまちを一体的につなぎ、交通拠点としての機能や回遊性を高める空間「えきまち空間」の実現を目指して取組みを推進している。

令和5年度は、JR三ノ宮新駅ビル工事等のヤード確保のため中央幹線の交通規制が行われる予定であり、また三宮クロススクエア第1段階の実現に向け都心部へ流入する通過交通を外周道路へ円滑に誘導するために、春日野交差点や梅香浜辺通脇浜線の改良工事を行う。

また、JR三ノ宮新駅ビル開発計画にあわせて周辺の再整備を行うほか、乗り換え動線の強化や回遊性の向上を図るための三宮駅周辺歩行者デッキの設計・工事やさんちかの再整備を行う。

これらのハード整備とあわせて、官民連携によるエリアマネジメントの実現に向けて取組を進めていく。

そのほか、サンセンタープラザへの支援などセンター街周辺街区における再整備に向けた取組みを推進する。

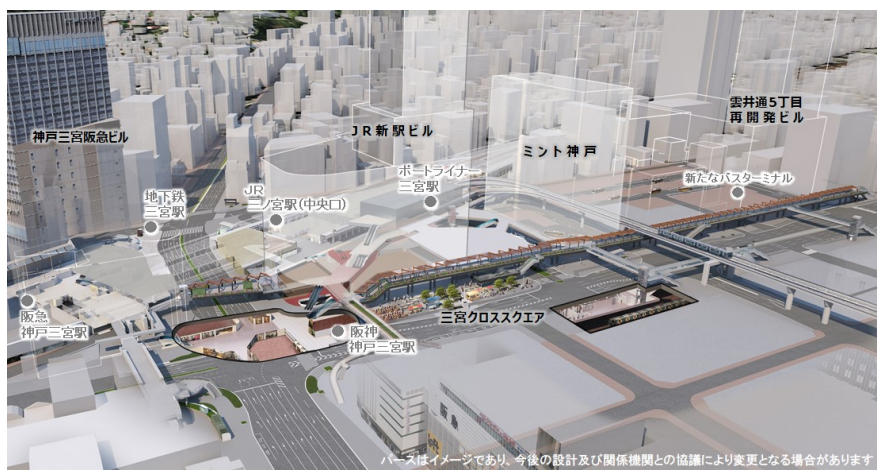
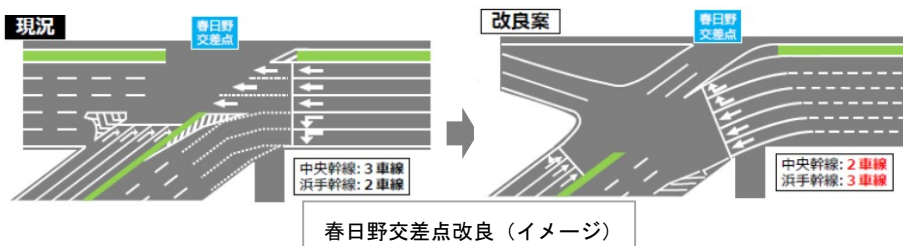
[具体的な取組み]

- ・三宮クロススクエア（第1段階）の実現に向けた事業の推進
- ・JR三ノ宮駅周辺の再整備
- ・三宮駅周辺歩行者デッキの整備
- ・さんちかの再整備
- ・都心・三宮再整備における「自然の景」の創造
- ・エリアマネジメントの推進
- ・サンセンタープラザ等の再整備検討支援
- ・元町駅周辺の公共空間のあり方検討

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

[スケジュール]

- 三宮クロススクエア（第1段階）の実現に向けた事業の推進
 - 令和5年度 春日野交差点改良工事、梅香浜辺通脇浜線改良工事
 - 令和5年度以降 三宮クロススクエア（第1段階）の実現に向けた設計・工事
 - 令和11年度頃 三宮クロススクエア（第1段階）完成
- JR三ノ宮駅周辺の再整備
 - 令和5年度 JR新駅ビル開発にあわせた駅周辺の再整備
 - 令和11年度頃 JR新駅ビル完成
- 三宮駅周辺歩行者デッキの整備
 - 【新バスターミナル周辺デッキ】
 - 令和5年度 工事着手
 - 令和9年度頃 完成
 - 【JR新駅ビル周辺デッキ】
 - 令和6年度以降 周辺開発事業の進捗にあわせて工事
 - 令和11年度頃 完成
- さんちかの再整備
 - 令和5～6年度 工事



1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

(3) 都心からウォーターフロントの回遊性向上（都心三宮再整備課、交通政策課）

税関線の沿道で進められている東遊園地再整備や市役所本庁舎2号館再整備などの各事業を有機的につなぎ、歩行者の回遊性向上と魅力的な空間形成を図るため、令和5年度は引き続き税関線の再整備に向けた設計を行う。

あわせて、新たな公共交通システム（BRT・LRT）の導入検討の一環として令和3年4月より運行を開始した連節バスについて、神戸駅への延伸等による利便性・回遊性の向上や、利用環境の向上に向けた取組みを行う。

〔具体的な取組み〕

- ・ 税関線の再整備（設計）
- ・ 連節バスの運行（利便性等の向上）
- ・ 新たな公共交通システム（BRT・LRT）の導入検討

〔スケジュール〕

○税関線の再整備

- 令和5年 設計
- 令和6年度以降 順次設計・工事



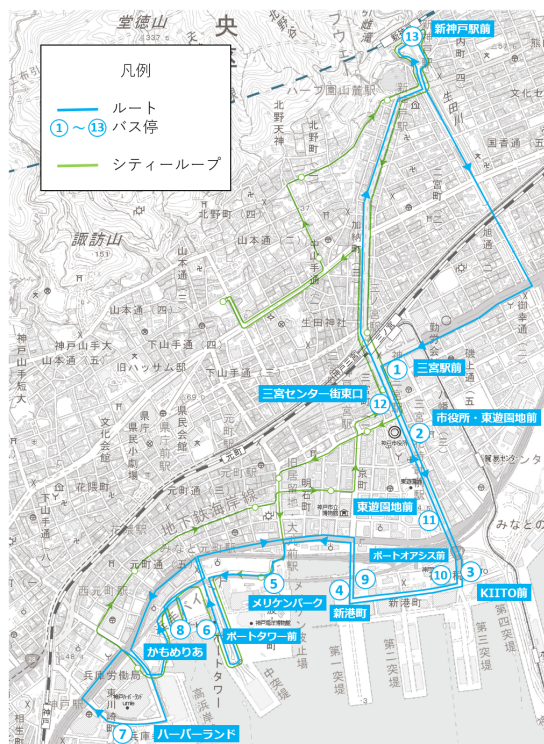
税関線の整備（イメージ）

○都心～ウォーターフロント間における

連節バスの本格運行

- 令和3年度 運行開始
- 令和4年度 新神戸駅延伸
- 令和5年度 神戸駅延伸

連節バス車両と運行ルート



1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

(4) 本庁舎2号館の再整備（都心三宮再整備課）

庁舎整備とともに、まちのにぎわい創出や回遊性の向上を図るため、民間活力を活用した本庁舎2号館の再整備に取り組んでいる。

令和5年度は、令和4年度に選定した再整備事業者が設計業務を行うにあたり、行政機能に係る協議・調整を進めるとともに、モニタリングを実施する。

また、令和4年度に引き続き、本庁舎2号館の解体撤去跡地に連絡ロビー・エネルギー施設の建設工事を行う。

[具体的な取組み]

- ・新施設整備に向けた設計業務に係る協議・調整及びモニタリング
- ・連絡ロビー・エネルギー施設の建設工事 等

[スケジュール]

○連絡ロビー・エネルギー施設の整備

令和3～6年度	工事
令和6年度頃	完成

○本庁舎2号館の再整備

令和4～10年度	設計・工事
令和10年度頃	完成



建物外観（北東からの外観イメージ）

※事業者選定時（令和4年8月）のイメージパース

(5) まちなかライトアップ（都心三宮再整備課）

三宮駅周辺において、まちのにぎわい創出やナイトタイムエコノミー振興の観点から、神戸の玄関口にふさわしい明るく上質な夜間景観を演出するため、シンボル性の高い洗練された照明の整備等により、まちなかのライトアップを行う。

[具体的な取組み]

- ・三宮北交差点でのシンボル照明の整備
- ・中央幹線上の既設デッキ桁下ライトアップ
- ・神戸阪急周辺道路のライトアップ
- ・工事仮囲いのライトアップ 等



※照明デザイン検討中



イメージであり、今後変更となる場合があります。

[スケジュール]

令和5年度	三宮北交差点でのシンボル照明の整備 中央幹線上の既設デッキ桁下ライトアップ 神戸阪急本館南側道路のライトアップ 工事仮囲いのライトアップ
令和6年度以降	三宮センター街東口及び神戸阪急本館北側道路でのシンボル照明の整備

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

(6) 新神戸駅周辺の再整備（交通政策課）

新神戸駅前について、「公共交通の利便性向上」や「周辺エリアへの歩行者動線の改善」、「玄関口としてふさわしい空間の創出」を目的として再整備を行う。

また、再整備とあわせて周辺エリアの活性化につながる取組みを地域・事業者等とともに進める。

[スケジュール]

○新神戸駅前広場再整備

令和5年度 関係者協議、設計

令和6年度以降 工事

○新神戸駅～布引ロープウェイ動線強化

令和5年度 関係者協議、設計

令和6年度 工事



新神戸駅から見た布引ロープウェイ山麓駅（現況）

2. 持続可能な神戸のまちの再生

人口減少や少子・高齢化の進展に対して、公共空間のリノベーション等の都市活力の創造に取り組むことで、持続可能なまちへの再編を進めるとともに、安全で豊かな生活の実現に向けた取組みを推進する。

(1) まちのリノベーション

① 駅を中心としたまちのリノベーション

ア. 名谷（内陸・臨海計画課、未来都市推進課）

「躍動する多世代共生のまちへ」を目指し、新たなゆとりある郊外型居住エリアのモデルとなるよう名谷駅周辺のリノベーションに取り組む。子育て支援機能の強化、北須磨支所の移転、商業施設のリニューアルや夜の賑わいづくり、多様な世代が居住する新たな住宅供給などを進める。

令和5年度は、新たな集客施設と集合住宅のサウンディング型市場調査等を実施するほか、引き続き駅前広場の利活用に取り組むとともに、駅ビル北ゾーンの開業や、北須磨支所ビルの建設等が円滑に進捗するよう、関係局と連携し、さらなる魅力向上に向けて事業を推進する。

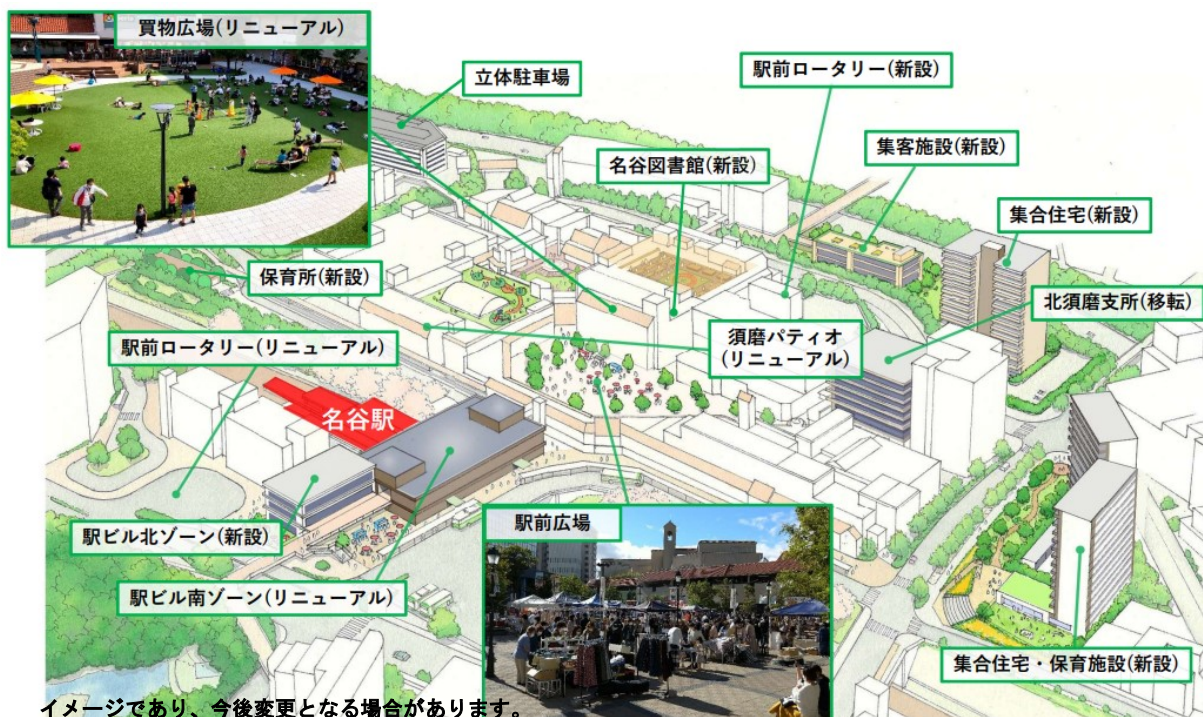
また、令和元年度に開所した「神戸名谷ワークラボ A0ZORA」に引き続き、駅ビル北ゾーン3階に地域の方の働く場を整備する。

さらに、引き続き既存住宅の流通促進を図り、団地全体の人口誘引・定着につなげる。

[スケジュール]

○新たな集客施設と集合住宅

令和5年度 サウンディング型市場調査



名谷活性化プラン

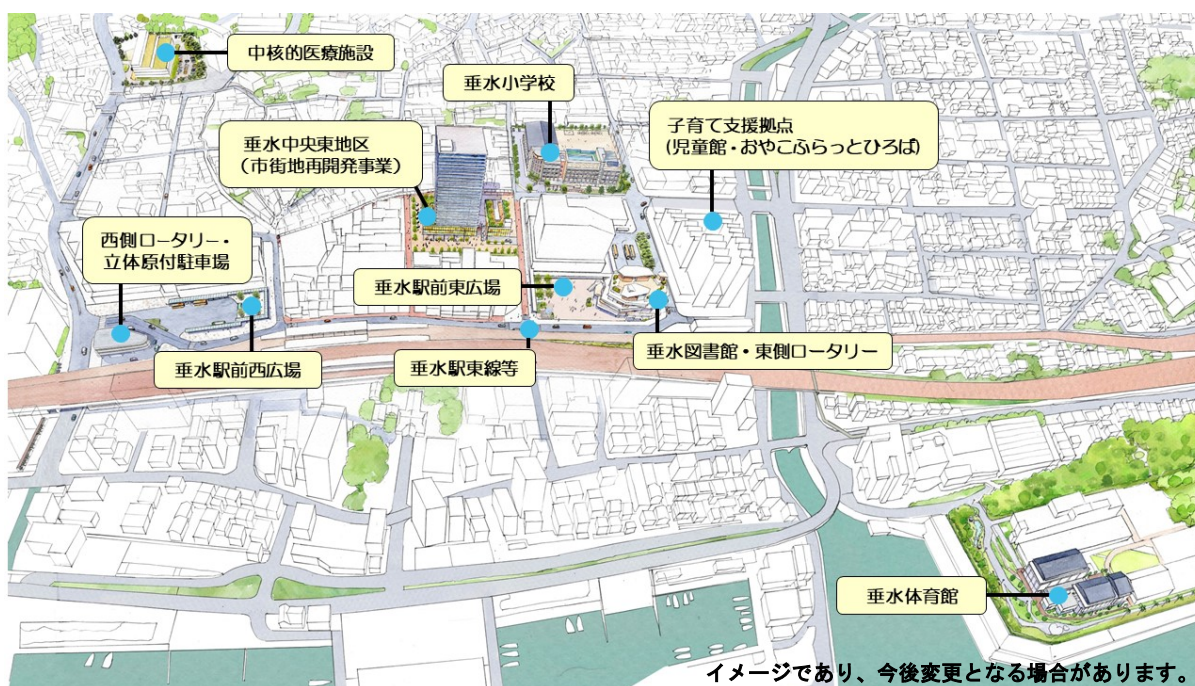
イ. 垂水（地域整備推進課、都市計画課）

「生まれ変わる海辺のまち」を目指し、駅周辺について、老朽化等が課題である公共・公益施設の再配置や新たな住宅供給を行うことにより、利便性・安全性の向上や人口流入の促進を図る。

令和5年度は、交通課題の改善のために、駅北東の垂水駅東線再整備に向けた地下埋設物の試掘調査を行う。また、垂水駅前東広場および垂水小学校周辺道路の整備に向けた設計を進めるとともに、垂水中央東地区における民間市街地再開発事業を引き続き支援する。

[スケジュール]

- 垂水駅東線の再整備
 - 令和5年度 調査
 - 令和6～7年度 整備工事
- 垂水駅前東広場の整備
 - 令和5年度 設計
 - 令和6年度 整備工事
- 垂水小学校周辺道路の整備
 - 令和5年度 設計
 - 令和6～7年度 整備工事
- 垂水中央東地区第一種市街地再開発事業
 - 令和5～7年度 建設工事



垂水活性化プラン

ウ. 西神中央（内陸・臨海計画課）

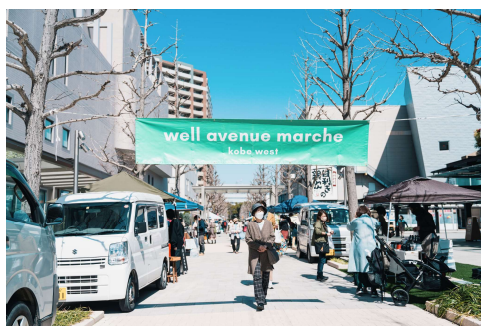
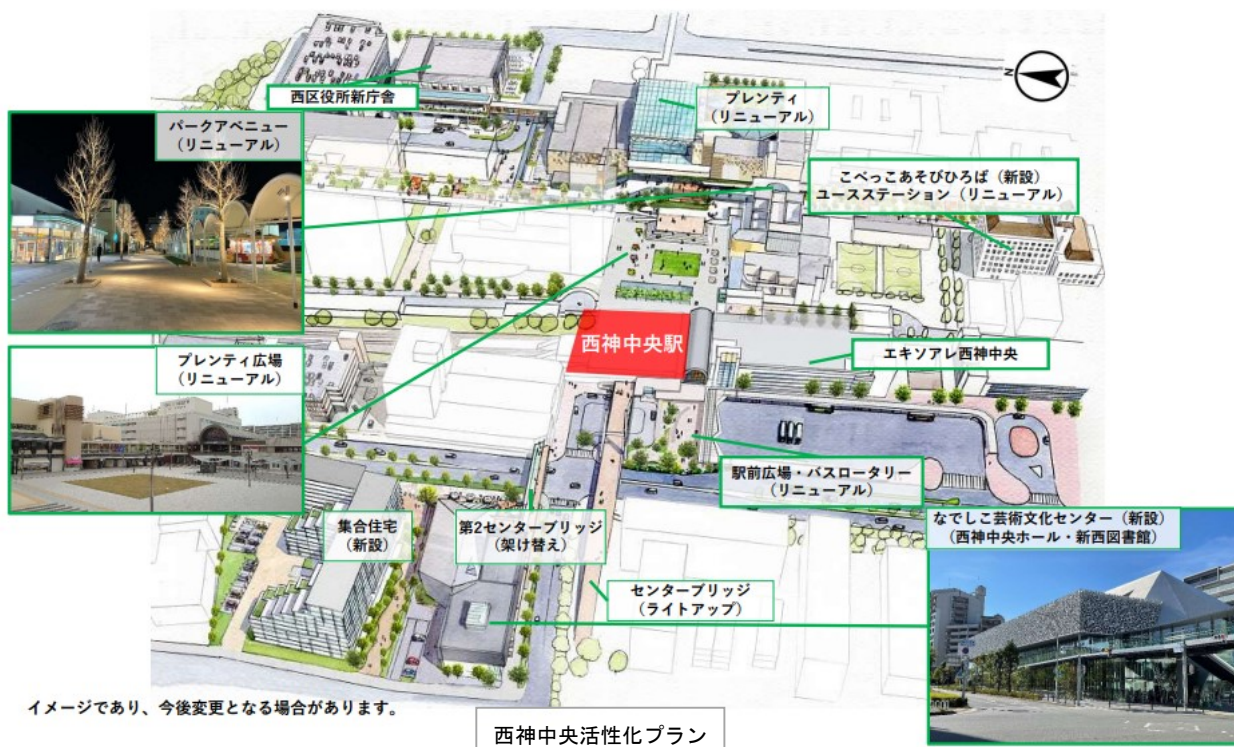
「進化する上質なまち」を目指し、見違えるような駅前空間となるよう西神中央駅周辺のリノベーションに取り組む。

具体的には、子育て支援機能の強化、商業施設のリニューアルや駅前広場の整備、多様な世代が居住する新たな住宅供給などを進める。

令和5年度は引き続きパークアベニューのリニューアルや、駅から公共施設までの動線整備（駅東側のエレベーター新設）、商業施設プレんティのリニューアルを予定しているほか、プレんティ広場・パークアベニューでは、駅前の賑わい創出に向け、さらなる利活用に取り組む。あわせて、持続可能なまちづくりの実現に向けて、都市部と農村部の交流や、人・モノの循環を促進する。

[スケジュール]

- パークアベニューリニューアル
令和5年度 整備工事
- 駅東側のエレベーター新設
令和5年度 整備工事



広場の利活用（ウェルアベニューマルシェ）

エ. 神戸電鉄沿線（駅まち推進課、都市計画課、交通政策課、地域整備推進課）

有馬線、三田線、粟生線からなる神鉄沿線において、まちの魅力を高めるため、地域と連携しながら沿線のまちづくりを進める。

令和5年度は、引き続き各駅において地元等関係者との協議や駅前空間の再整備に向けた検討等を進めるとともに、神戸電鉄による駅舎等の再整備に対する支援を行う。また、民間事業者と連携し、移動販売事業や路線バスを利用した貨客混載による生活サービスの提供、利用者のニーズを把握し潜在的な需要を掘り起こすため、空き店舗を時間貸しスペースとして活用する実証事業等、駅周辺の活性化に向けた取組みを行う。

〔具体的な取組み〕

- ・ 駅前広場の再整備案の検討及び予備設計、駅周辺の土地利用転換検討（谷上駅）
- ・ 駅舎等再整備への支援（有馬温泉駅・有馬口駅）
- ・ 駅周辺の再整備に向けた事業化検討（西鈴蘭台駅）
- ・ 駅舎の建替えに合わせた駅前の再整備検討（唐櫃台駅）
- ・ 駅前空間再整備に向けた測量・調査（山の街駅）
- ・ 駅前広場の整備に向けた関係者協議・調整（神鉄道場駅）
- ・ 駅前用地等を活用した賑わい創出調査（押部谷駅）

〔スケジュール〕

○谷上駅

令和5年度 駅前広場の予備設計、駅周辺の土地利用転換に向けた検討

○有馬口駅・有馬温泉駅

令和5年度 設計（有馬温泉駅・有馬口駅）

令和6年度 工事（有馬温泉駅）

令和7年度 工事（有馬口駅）

○西鈴蘭台駅

令和5年度 事業化検討

○山の街駅

令和5年度 駅前空間の再整備に向けた測量・調査

令和6～7年度 設計・工事

○唐櫃台駅

令和5年度 駅舎の建替えに合わせた駅前の再整備検討

令和6～7年度 設計

令和8年度以降 工事

2. 持続可能な神戸のまちの再生



路線バスを活用した移動販売



有馬口駅（現況）



谷上駅前（現況）



唐櫃台駅（現況）

オ. 山陽電鉄沿線（交通政策課、未来都市推進課、駅まち推進課）

沿線エリアを一体と捉えた回遊性向上など、山陽電鉄と連携し、鉄道駅を中心としたにぎわいのあるまちづくりを進める。

令和5年度は、五色塚古墳の最寄り駅である霞ヶ丘駅において、駅舎等の再整備に向けたプラン作成に対し、支援を行う。

[スケジュール]

○霞ヶ丘駅

令和5年度	駅舎・駅前広場の再整備に向けたプラン作成
令和6～7年度	設計
令和8年度	工事



霞ヶ丘駅（現況）

カ. 地下鉄海岸線沿線（未来都市推進課）

「夜間人口・昼間人口・交流人口の増加」の実現に向けて、周辺エリアの回遊性向上や魅力向上、更なる賑わいの創出に取り組む。

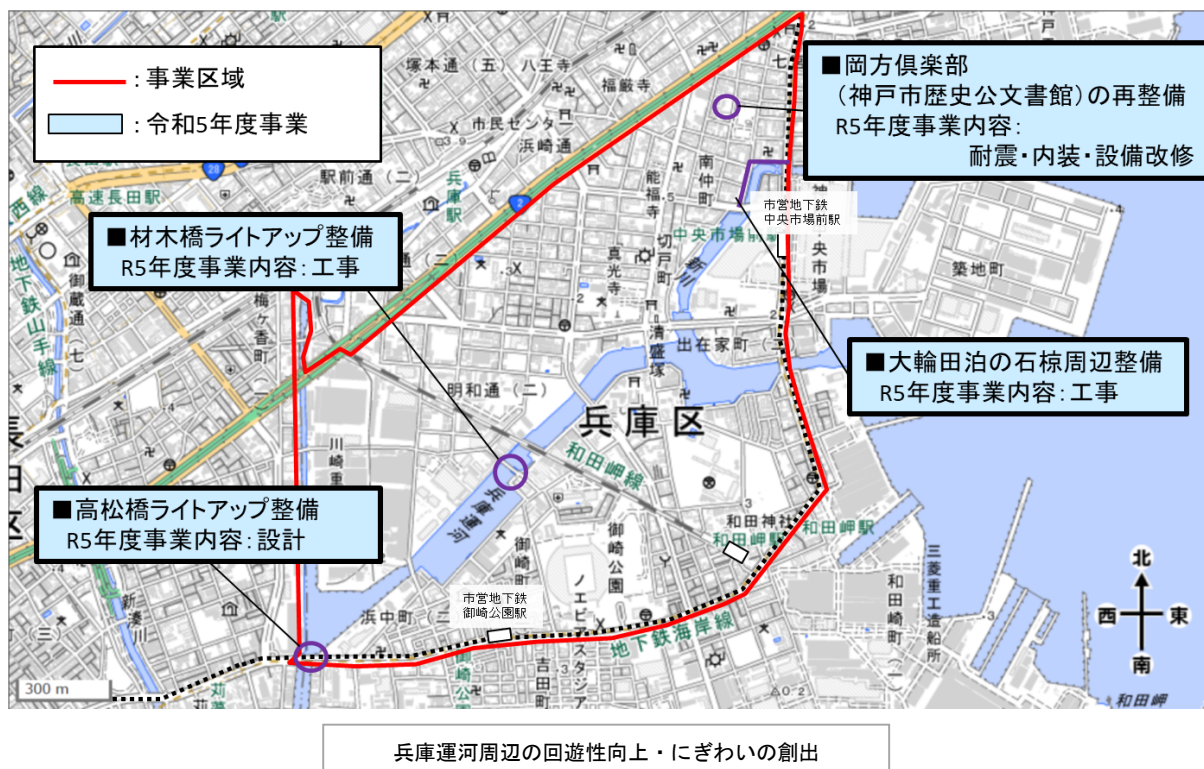
令和5年度は、プロモーションWebサイト「シタマチコウベ」を基盤とした地下鉄海岸線沿線の魅力発信等に取り組むほか、兵庫運河周辺では、大輪田泊の石椋周辺の整備や橋梁のライトアップ整備を進め、周辺エリアの回遊性の向上と更なる賑わいの創出を図る。また、これまで実施してきた地下鉄海岸線の無料化社会実験を踏まえ、地下鉄海岸線において中学生以下フリーパス事業を実施し、子育て世帯にやさしいまちを目指す。

[具体的な取組み]

- ・地下鉄海岸線沿線地域の魅力発信
プロモーションサイト「シタマチコウベ」の運営
- ・地下鉄海岸線中学生以下フリーパス事業の実施
- ・兵庫運河周辺の回遊性向上・にぎわいの創出

[スケジュール]

- 兵庫運河周辺の回遊性向上・にぎわいの創出
 - 令和5年度 大輪田泊の石椋周辺整備、橋梁のライトアップ整備等
 - 令和6年度以降 運河周辺プロムナード整備、橋梁のライトアップ整備等



②新長田のまちづくり（地域整備推進課、交通政策課、駅まち推進課、まち再生推進課）

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業は、令和6年度に県立総合衛生学院等のビルが完成することで事業が完了する。この他、当地区においては、バス路線の再編に合わせた新長田駅前広場の再整備や西市民病院の移転などまちが大きく変化していく中、再開発エリアとその周辺エリアを一体的なまちとして、地域の方々とともに新長田南全体の活性化に向けた取組みを進める。

令和5年度は、再開発事業を推進するとともに、駅前広場再整備に向けた設計を進める。まちの活性化については、新長田周辺において起業される方々を支援しながら、空き家、空き店舗等を活用することで、ひとを集め、交流を創出するとともに、まちの賑わいづくりにつなげる。また、空き地を活用しながら、コミュニティの創出などにつながるような取組みを進めていく。

〔具体的な取組み〕

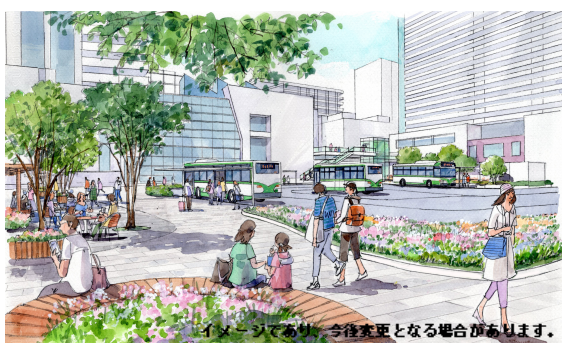
- ・新長田駅南地区復興市街地再開発事業の支援
- ・駅前広場の再整備
- ・新長田南の活性化に資する起業家支援（シタマチスタートアップ）
- ・空き地を活用したコミュニティの場の創出
- ・大正筋商店街のにぎわい創出

〔スケジュール〕

- 新長田駅南地区復興市街地再開発事業
県立総合衛生学院等（腕塚5第3工区）
令和4年度 工事着手
令和6年度 完成
- 新長田駅前広場再整備
令和5年度 設計
令和6年度 工事着手
令和7年度末 バスロータリー完成
令和8年度 駅前広場完成



ヨニポンカイ
(アスタ新長田オールインワンオフィス)



新長田駅前広場（イメージ）



起業家支援（起業までの間のオフィススペース）

③鈴蘭台のまちづくり（工務課、用地活用推進課）

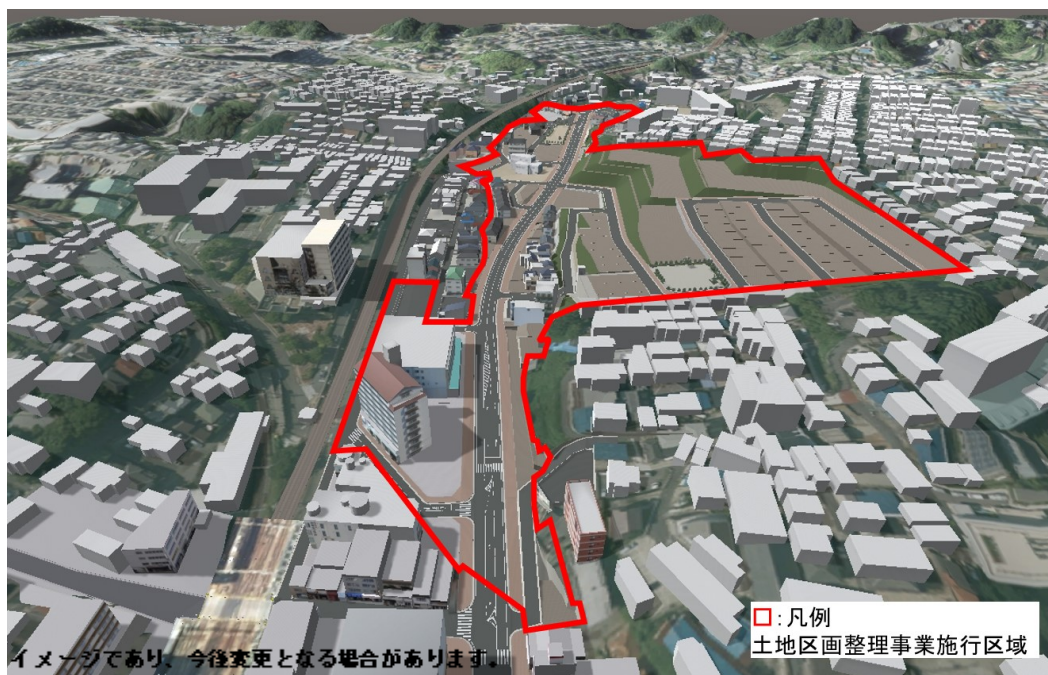
令和2年10月末に事業完了した鈴蘭台駅前における再開発事業に引き続き、鈴蘭台駅前へのアクセス性の向上、通学路の安全確保及び旧兵庫商業高校跡地の有効活用を目的として、土地区画整理事業により鈴蘭台幹線の北区間の整備を推進する。

令和5年度は、用地買収、仮換地指定、道路等整備、建物等移転を進める。

[スケジュール]

○土地区画整理事業

令和3年度	事業計画決定、事業着手
令和4年度～	用地買収・仮換地指定・道路等整備・建物等移転
令和8年度末	事業完了



鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業（イメージ）

④ポートアイランドの活性化（未来都市推進課、内陸・臨海計画課）

ポートアイランドでは、今後の大阪湾岸道路西伸部の整備や神戸空港の国際化など、取り巻く環境の変化などを見据え、中長期的な視点を持ちながら、市民や企業等と将来ビジョンを幅広く共有しつつ、エリアの価値向上を図る。

令和5年度は、市民や企業等との意見交換や情報発信を行うとともに、道路空間における緑化の充実や公共空間における夜間景観の魅力向上、市民農園や飾花などによるにぎわい創出など、引き続きまちの活性化に向けた取組みを進める。

〔具体的な取組み〕

- ・市民や企業等との連携による将来ビジョン検討、共有
- ・主要街路における街路樹の再整備
- ・ポートピア大通りのライトアップ
- ・市民農園の運営、飾花など



ポートアイランド(現況)



イメージであり、今後変更となる場合があります。

ポートアイランド(将来ビジョンイメージ)



神戸ポートアイランドあおぞら農園(市民農園)



イメージであり、今後変更となる場合があります。

ポートピア大通りのライトアップ(イメージ)

⑤六甲アイランドの活性化（内陸・臨海計画課）

六甲アイランドでは、大阪湾ベイエリア開発の動向を見据え、A0IA跡地での新たなレクリエーション施設等の立地に加えて一層の事業地の利活用を図るとともに、まちのさらなる魅力向上や賑わいの創出に向けた取組みを進める。

令和5年度は、引き続き、賑わい施設等の誘致を進めるほか、リバーモール周辺の公共施設のライトアップなどにより、ナイトタイムを楽しむ仕掛けを充実させるほか、住民や来街者の回遊性の向上を目指し、ユニバーサルデザインに配慮したまちの情報板のピクトグラム化など、「六甲アイランドまちの将来の姿」の具体化に取り組む。

〔具体的な取組み〕

- ・リバーモール周辺の公共施設のライトアップ
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちの情報板のピクトグラム化 など



六甲アイランド(南側より)



公共施設のライトアップ（リバーモール現状）

⑥王子公園の再整備（未来都市推進課）

利便性が高い文教エリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現する。

令和5年度は、大学設置・運営事業者を選考するとともに、再整備基本計画策定に向けた検討等を進める。

〔具体的な取組み〕

- ・基本計画策定に向けた検討、市民からの意見聴取等
- ・大学設置・運営事業者の選考、優先交渉権者の決定



⑦須磨エリアの魅力向上（未来都市推進課、まち再生推進課）

須磨エリアでは、「滞在型リゾート」の実現に向けて、須磨海浜水族園・海浜公園や須磨海釣り公園の再整備が進められており、今後より一層の集客力の向上が期待されている。

令和5年度は、周辺の再整備を契機とした須磨エリア一帯の更なる魅力向上、活性化に向けて、交通事業者や周辺施設事業者と連携し、エリアの回遊性向上を目指した実証実験（周遊バスの運行等）を行う。

また、地域の核となる須磨駅周辺の再整備に向け、あり方の検討を進める。

(2) KOBE 里山 SDGs 戦略の推進

里山の生物多様性豊かな地域について、KOBE 里山 SDGs 戦略の①里山を「知る」、②里山を「まもる」、③里山活動を「つなぐ・ひろげる」に基づき、持続的な里山の生物多様性保全を推進する。

多井畑西地区の里山の保全・活用（用地活用推進課）

貴重な自然資源や生態系、営農環境を保全しながら、都市近郊の立地特性を活かして、里山環境と調和した新たな利活用を取り入れた都市型の里山空間を目指す。

令和5年度は、持続可能な取組みにするため、多様なステークホルダーが参画可能なプラットフォームを構築し、市民や学生・民間企業と連携した取組みを行う。

[具体的な取組み]

- ・ 持続可能な市民参画による放置竹林対策
- ・ 民間企業や学生と連携した交流広場整備ならびに里山再生活動体験会の実施
- ・ 耕作放棄地再生のための水源確保検討
- ・ 民間活力を活用した里山保全活動拠点施設の検討（駐車場、トイレ、散策道など）

[スケジュール]

令和5年度	里山保全活動拠点施設の検討
令和6年度以降	利活用事業及び里山保全活動拠点整備の事業者公募手続き 施設整備



多井畑西地区



多井畑西地区における取組み（交流広場整備、里山再生活動体験）

3. まちの魅力向上に資する交通ネットワークの構築

3. まちの魅力向上に資する交通ネットワークの構築

市民の利便性向上や今後の国内外の観光需要の増加に対応するため、誰もが利用しやすい安全・快適な交通環境を実現する。また、人口減少や高齢化が進む中で地域の暮らしを支えるため、将来にわたり持続可能な公共交通網を構築する。

(1) ポートアイランド・神戸空港へのアクセス向上（未来都市推進課）

神戸空港の国際化やポートアイランドへの企業進出等を踏まえ、ポートアイランド・神戸空港へのアクセス向上に取り組む。

令和5年度は、朝ラッシュ時間帯におけるポータルライナーの混雑緩和策として、社会実験バスを引き続き運行するとともに、中央市民病院の利用者を対象とした病院行き路線バスの運賃無料化や、ポータルライナー定期券所有者が路線バスを無料で利用できる共通乗車証社会実験の対象者拡大など、ポータルライナーからバスへの利用転換をさらに促進させる取組みを行う。また、神戸空港の国際化に向けた検討の深度に合わせて、利用者需要に則した輸送力強化策を幅広く検討する。あわせて、拠点駅の安全性・利便性向上のため、ポータルライナー三宮駅ホーム拡張事業を推進する。

[スケジュール]

○ポータルライナー三宮駅ホーム拡張事業

令和5年度 設計

令和6～9年度 工事

令和9年度末 供用開始

(2) 六甲山・摩耶山上へのアクセス・回遊性向上（交通政策課）

六甲山・摩耶山において、観光施策と連携した公共交通による回遊性の向上に取り組む、アクセスしやすく、巡りやすい公共交通ネットワークの形成を推進する。

令和5年度は、市街地からの分かりやすい誘導を目的としたバス標柱型デジタルサイネージを設置する。また、令和3年度より実施している「六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会」での議論を踏まえ、交通社会実験を引き続き実施するとともに、繁忙期における山上での自動車渋滞の解消や山上へのアクセスについて検討を行う。

[具体的な取組み]

- ・六甲山・摩耶山の交通の在り方検討会の開催
- ・グリーンスローモビリティ運行等の交通社会実験
- ・掬星台駐車場の拡張
- ・山上全体の駐車場の満空情報等の提供に向けた検討

3. まちの魅力向上に資する交通ネットワークの構築



バス標柱型デジタルサイネージ(摩耶ケーブル駅)



グリーンスローモビリティ (eCOM-8)

(3) 新たな交通環境の形成

① きめ細やかで持続可能な交通環境の形成 (交通政策課)

一人一人の移動ニーズに対応する MaaS (マース: Mobility as a Service) や、新たなモビリティサービスを導入することにより、きめ細やかで持続可能な交通環境の形成を目指す。

令和5年度は、都心部における MaaS の実現を目指し、交通事業者や施設等の関係者との連携を図るとともに、自動運転や電動キックボード等の新たなモビリティサービスの導入に向け、地域・民間事業者の支援を行う。

② 「空飛ぶクルマ」の社会実装の促進 (未来都市推進課)

2025年大阪・関西万博での社会実装を目指して官民で検討が進められている「空飛ぶクルマ」について、社会実装を効果的に都市機能の向上に繋がられるよう、本市での事業展開を目指す民間事業者の取組みを支援、促進する。

令和5年度は、兵庫県と連携し、本市内で民間事業者が行う実証実験や調査・検討等を支援する。

3. まちの魅力向上に資する交通ネットワークの構築

(4) 地域公共交通網の維持・形成

①地域交通における協働の取組み（交通政策課）

地域の生活に根差した公共交通の確保など、地域の交通環境を維持・向上させるため、地域コミュニティ交通の実現を目指した専門家派遣やアンケート調査、試験運行、本格運行の実施や、既存の路線バスの改善・維持に向けた取組みに対して支援する。

令和5年度は、小規模需要地域に対応したデマンド運行支援制度の創設など、誰もが利用しやすい環境整備に向けた支援制度の拡充を行う。

[実施地域]

・地域コミュニティ交通導入事業

本格運行（6地域） 北区八多町・北区淡河町・垂水区塩屋・西区学園東町 等

導入支援（10地域） 中央区東部・北区生野高原・須磨区西須磨・東灘区西岡本 等

※年度内に目標達成した地域は本格運行支援を実施

・路線バス改善維持事業

改善支援（3地域） 西区栄駅周辺地域・北区北神星和台 等



垂水区塩屋地区 コミュニティバスしおかぜ

②神鉄シーパスワン（交通政策課）

西北神地域の基幹鉄道である神戸電鉄の利用促進を目的に、昼間時間帯の利用が多いシニア層を対象とした企画乗車券を販売する社会実験を継続して実施する。



神鉄シーパスワン・神鉄シーパスワン plus・神鉄シーパスワン北神券面

3. まちの魅力向上に資する交通ネットワークの構築
4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり

③ユニバーサルデザインタクシー（交通政策課）

安全・安心で誰もが利用しやすい公共交通であるユニバーサルデザインタクシーの導入促進に向け、タクシー事業者等に対して支援を継続する。



ユニバーサルデザインタクシー

4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり（景観政策課）

多様な地域特性や市民活動、歴史的建築物等を活かした魅力づくりを進めることで、親しみと愛着と誇りをもてる、神戸らしい都市景観の保全・創造の取組みを行う。

令和5年度は、神戸らしい景観形成のための取組みや、夜間景観形成の推進、景観形成支援等を実施する。また、景観資源の保全・活用を図るため、茅葺民家等の外観修景支援制度を拡充し、歴史的建築物の保存・活用等を推進する。

〔具体的な取組み〕

- ・茅葺民家等の指定景観資源及び屋外広告物等に対する景観形成支援
- ・地域団体や民間事業者による夜間景観形成に対する支援
- ・歴史的建築物の保存活用に対する支援制度の創設



夜間景観整備（三宮駅南・光のデッキ回廊）



茅葺民家（指定景観資源 西区押部谷町）

5. 安全・安心な都市基盤の構築

防災性や住環境に様々な課題を抱えている密集市街地の改善等に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 密集市街地の再生（まち再生推進課、工務課）

「密集市街地再生方針」に基づき、災害時等における延焼危険性のある密集市街地の解消を図るため、不燃化の促進や建物の除却への支援、建物の共同化、都市計画道路の整備など、安全で安心な防災まちづくりを促進する。

令和5年度は、下三条町北地区における事業計画策定等を進めていく。

[スケジュール]

○東山菊水線の整備（湊川町9丁目～菊水町10丁目）

令和9年度末 事業完了

○下三条町北地区防災街区整備事業

令和4年度 事業協力者決定

令和5～7年度 事業計画等策定

令和8年度 工事着手

令和9年度末 事業完了

○畑原市場第2期共同建替事業

令和5年度末 完了

(2) 都市整備事業の推進（工務課）

都市基盤の整備を図ることにより、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進する。

令和5年度は、阪神本線住吉駅東方から芦屋市境までの連続立体交差事業について、交差道路、側道、電線共同溝の整備を実施する。

[スケジュール]

○阪神電鉄連続立体交差事業

令和4年度以降 交差道路、側道、電線共同溝の整備

令和7年度末 事業完了

(3) 住民の主体的なまちづくり活動への支援（まち再生推進課）

住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、専門家の派遣や活動費の助成など技術的・経済的に支援する。

6. 神戸経済を支える産業用地の整備による都市活力の創出

「住み」「働き」「学び」「憩う」という複合的な都市機能を備えたまちづくりに向け、産業用地の供給を計画的・継続的に実施する。

(1) 産業用地の整備・供給（内陸・臨海計画課、新都市工務課）

神戸経済の活性化に向け、産業団地において企業進出に合わせて必要な基盤整備を行い、企業や市民のニーズに対応したまちづくりを進める。

令和5年度は、内陸部における産業用地のストックが残りわずかとなっていることから、新たな用地需要および市内企業のサプライチェーンの強化・再構築に対応するため、西神戸ゴルフ場跡地を活用した新たな産業用地について、関係局と連携の上、調査・設計を進める。

[具体的な取組み]

- ・新たな産業団地の整備に向けた都市計画手続及び環境影響評価手続
- ・新たな産業団地の整備に向けた調査・設計

[スケジュール]

○（仮称）新産業団地整備事業

令和5年度 都市計画手続及び環境影響評価手続
調査・設計

令和6年度 造成工事着手（予定）

(2) 企業誘致の推進（企業誘致課）

成長分野や比較的投資が堅調な企業等の動向を注視しながら、税優遇等のインセンティブや内陸部産業団地の就業者を対象とした移住支援制度の拡充等を図り、職住近接の魅力ある産業団地の形成と積極的な企業誘致を進める。



神戸複合産業団地（北西側から）